令和２年度（仮称）熱海文学館設立準備支援業務委託

仕様書

本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する令和２年度（仮称）熱海文学館設立準備支援業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めるものとする。

１　委託業務名

令和２年度（仮称）熱海文学館設立準備支援業務委託

２　委託場所

熱海市役所ほか市指定場所

３　委託期間

契約締結日から令和２年１２月３１日とする。

４　業務内容

（１）　熱海文学館設立準備委員会の運営支援

受託者は、熱海文学館設立準備委員会（以下「準備委員会」という）開催に際し、次の支援を行う。なお、準備委員会の委員は委託者が選定・招集（１０名以内）し、委員への報酬については委託者から支払うものとする。

①　準備委員会への出席

業務期間内に開催される全ての準備委員会（計２回）に出席する。

②　会議資料の作成支援

受託者は、担当者と打合せを行い、上記会議における検討資料の作成、資料への意見の反映等を行う。

なお、委員会の会議録については委託者側で作成を行うものとする。

（２）　基本計画書の作成支援

（仮称）熱海文学館の基本計画書をとりまとめる上で、委託者より別途支給する「（仮称）熱海文学館設立準備支援業務委託」（令和元年度業務）の成果品「（仮称）熱海文学

館基本構想」（以下、基本構想）で整理された内容を前提に、次の事項について検討を行い、基本計画書の作成支援を行う。

① 全体計画

（ア）基本計画において検討すべき課題の整理

令和元年度業務で検討を行った基本構想の内容を踏まえ、その内容と課題を整理し、今年度業務において検討すべき課題を明らかにする。

（イ）施設整備の方針

（仮称）熱海文学館の施設構成および施設整備の方針について、準備委員会での意見および助言をもとに体系的に整理する。

（ウ）全体計画の策定

上記の検討を踏まえ、（仮称）熱海文学館の全体計画について準備委員会での意見および助言をもとにとりまとめる。

② 展示計画

（ア）展示の基本的な考え方

全体計画に基づき、（仮称）熱海文学館の展示の基本的な考え方について、準備委員会での意見を踏まえ整理する。

（イ）展示ストーリー及び展示構成

上記の基本的な考え方に基づき、展示ストーリーの検討を準備委員会での意見および助言をもとに行い、それを体系的に整理する。

（ウ）諸室利用計画／ゾーニング

上記の展示構成をもとに、（仮称）熱海文学館の諸室利用計画を準備委員会での意見を踏まえ検討し、ゾーニングとして整理する。

③ 管理運営計画

上記の全体計画および展示計画に基づき、委託者の意向を踏まえながら準備委員会での意見および助言をもとに施設の管理運営計画について整理する。

④ 設計に向けた課題の整理

基本計画の策定にあたり、展示設計業務の着手に向けて想定される今後の課題や検討事項を抽出し、とりまとめる。

（４） 協議・打合せ

上記業務を円滑に遂行するため、定例的に打合せを行う。その際は、可能な限り準備委

員会開催日時の前後に委託者と調整し行うものとする。

５ 成果品

本業務における成果品は以下とする。

（１） 基本計画書　Ａ４縦、４０頁程度、データ納品

※本編とは別に、本業務において収集した資料等は「資料編」として整理し提出する。

（２） 上記電子データ　１ 式（CD-ROM 等 1 枚）

６ 業務実施にあたっての留意事項

（１） 受託者は、業務終了後、貸与された資料を直ちに返却するものとする。

（２） 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（３） 受託者は、成果品について委託者の承諾なしに他のいかなるものに対してもそれを閲覧、複写、譲渡、または提供してはならない。

（４） 受託者は、業務の遂行にあたって生じる事故等の損害は、全て自己の責任と負担において対処し、その損害に対する損害賠償を負うものとする。

（５） 成果物の著作財産権は、委託者に帰属する。ただし成果物の使用は、原則として本業務の目的の範囲内に限定する。また、成果物のデザイン、解説原稿、図表、新規撮影写真、イラストレーション等の著作人格権は著作者に留まるものとし、著作物が本業務の目的以外に使用の範囲が及ぶ場合は、委託者および受託者両者が協議し、その使用にあたっては著作者の承諾を受けるものとする。

７ その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、その指示に従い業務を遂行するものとする。